

○洞爺湖町特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例

平成23年9月13日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条の2（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第2号の2に掲げる特定用途制限地域内における特定の建築物及び工作物の用途の制限について必要な事項を定めることにより、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成又は保持に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、特定用途制限地域として町長が告示した区域内に適用する。

(建築物の用途制限)

第4条 前条に規定する区域内においては、既存の建築物の用途を別表第1に掲げる建築物の用途に変更したり、同表に掲げる建築物を建築してはならない。ただし、町長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認めた場合、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りではない。

2 町長は、前項のただし書の規定による許可をしようとする場合においては、あらかじめ洞爺湖町都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

3 町長は、第1項のただし書の規定による許可をする場合においては、第1条の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第5条 この条例が適用されることになったとき（以下「基準時」という。）において、現に存する建築物で別表第1に掲げる建築物の適用を受けるものは、前条の規定にかかわらず、次の各号に定める範囲内において増築し、改築し又はその用途を変更することができる。

- (1) 増築又は改築が基準時における敷地内で、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対して、それぞれ法第52条第1項から第9項まで及び法第53条の規定に適合すること。
- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 増築後の原動機の出力の合計は、基準時における原動機の出力の合計の1.2倍を超えないこと。

（工作物への準用）

第6条 別表第2に掲げる工作物については、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、第5条第2号及び第3号中「床面積の合計」とあるのは「築造面積」と読み替えるものとする。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項（第6条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (2) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第4条第1項（第6条において準用する場合を含む。）の規定に違反したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において告示する洞爺湖準都市計画特定用途制限地域の決定告示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

特定用途制限地域で建築してはならない建築物

- (1) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルを超えるもの（自動車修理工場を除く。）
- (2) 自動車修理工場で作業場の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
- (3) 火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵又は処理の用に供するもの（令第130条の9に規定する建築物で、同項の表に数量の定めがある場合にあっては準住居地域欄に掲げる量を超える建築物）
- (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所
- (5) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- (6) 倉庫業を営む倉庫

別表第2（第6条関係）

特定用途制限地域で築造してはならない工作物

- (1) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸留産物又はその残りかすを原料とする製造を行うものの用途に供する工作物
- (2) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットを超える原動機を使用するものの用途に供する工作物
- (3) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するものの用途に供する工作物
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条に規定する産業廃棄物処理施設